

日医発第41号(生教)(総医)
令和7年4月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」実施要綱について

時下ますますご清祥のことと存じます。

2025年4月より施行される「かかりつけ医機能報告制度」につきましては、本年3月26日に開催いたしました都道府県医師会かかりつけ医機能担当理事連絡協議会において城守常任理事よりご説明申し上げます。

また、同制度の報告事項の1つとして掲げられている「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」にかかる研修について、報告対象となる全ての医療機関が適切に当該研修修了を報告できるようにするため、本会において新たに「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を創設することおよびその概要について、今村常任理事からご説明申し上げたところであります。

あらためまして、同研修の概要について下記および添付資料2のとおりご案内申し上げますとともに、同研修に係る実施要綱について添付資料1のとおりご送付いたします。

つきましては、本研修ならびに本実施要綱について貴会のご理解とご協力を賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会および貴会会員各位に周知いただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 趣旨

2025年4月から施行される「かかりつけ医機能報告制度」については、地域に根差して活動している医師の実績が可視化され、地域に必要なかかりつけ医機能が確保されるよう、多くの医療機関に手を挙げ参画してもらうことが必要不可欠である。

同制度の報告事項の1つである「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」についても、報告対象となる全ての医療機関から確実に報告がなされる必要がある。

そのため、同制度の施行および令和8年1月からの報告開始に先んじて、本会において「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を創設し、同制度の報告対象に該当する研修として位置付けられるよう厚生労働省に申出を行うとともに、研修修了者に対する修了証の発行等、報告にあたって必要な環境を整備するものである。

2. 対象者

原則、地域に根差して活動し、臨床に従事する医師。

3. 研修内容

(1) 座学研修（知識）

現行の日本医師会生涯教育制度における取得単位（添付資料 1「実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）別紙2を参照）を本研修における座学研修（知識）の取得単位とする。なお、単位のみを対象とし、カリキュラムコードは用いない。

(2) 実地研修（経験）

- ①地域住民を守るため、それぞれの地域を面として支える活動（実施要綱別紙3を参照）であって、郡市区医師会長または都道府県医師会長が承認したものについて、1つの活動につき5単位を付与する。
- ②医師会や大学のシミュレーションラボやトレーニングセンター等へ参加し、郡市区医師会長、都道府県医師会長または日本医師会長が承認したものについて、1つの活動につき5単位を付与する。

4. 修了要件および修了証の発行

研修者は、上記3.の(1)および(2)に掲げる研修について、それぞれ（必須）研修を行ったうえで単位を申請、取得し、その合計が10単位以上の者に対して、日本医師会長名の修了証（実施要綱別紙4を参照）を発行する。

修了証は、修了者が医師会会員情報システム（MAMIS）（以下、「MAMIS」という。）マイページにて確認できる状態に置くことをもって発行したものとする。

修了者は、MAMIS マイページより修了証のダウンロードおよび印刷が可能である。(2025 年 4 月を予定)

以上

(添付資料)

1. 「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」実施要綱 (2025 年 2 月 18 日)
2. (参考) かかりつけ医機能報告制度の対象となる研修について

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修 実施要綱

2025 年 2 月 18 日

日 本 医 師 会

1. 趣旨

2025 年 4 月から「かかりつけ医機能報告制度」が施行されることを見据え、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を新設し、特定機能病院及び歯科医療機関を除く全ての医療機関が「かかりつけ医機能報告制度」の報告対象となるよう、地域に根差して活動をされている医師の実績も十分考慮し、研修修了者に対して修了証を発行する。

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」は、医療機能情報提供制度における「かかりつけ医機能報告制度」の対象となるべく、日本医師会から厚生労働省に申出を行う。医療機関は修了証の取得者について報告することができる。

2. 背景

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が 2023 年 5 月に成立した。政省令等の内容については、厚生労働省「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」で議論のうえ、2024 年 7 月末に「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた議論の整理」がとりまとめられ、2025 年 4 月から「かかりつけ医機能報告制度」が施行されることとなった。対象は特定機能病院及び歯科医療機関を除く医療機関である。

「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」では、報告医療機関について、「研修修了者を要件とすべき」といった声もあったが、日本医師会が「研修修了者の有無を報告するようにすべき」と主張した結果、「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無」を報告すれば可となった。

なお、「改正医療法施行後 5 年を目途として、研修充実の状況等を踏まえ、かかりつけ医機能に関する研修の修了者がいること又は総合診療専門医がいることを報告することについて改めて検討する」とされている。

「かかりつけ医機能報告制度」の目的は、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域を面として支えることである。地域医療の実情を可視化し、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するためには、多くの医療機関が手を挙げ参画してもらうことが必要不可欠である。

3. 対象者

原則、地域に根差して活動し、臨床に従事する医師を対象とする。

日本医師会員であることが望ましいが、郡市区医師会までの会員も対象とし、

また非会員を排除するものでもない。

4. 運営組織

当面の間、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会（別紙1）を活用する。

5. 医師会ならびに申告者等の責務

日本医師会、都道府県医師会および郡市区医師会ならびに申告者その他本研修にかかわる者は、公平性・公正性を毀損する行為を行ってはならない。

6. 研修内容

（1）座学研修（知識）

日本医師会生涯教育制度の申告状況に基づき、生涯教育制度における単位を、本研修における単位とする（別紙2）。

なお、本研修では生涯教育制度における単位のみを対象とし、カリキュラムコードは用いない。

（2）実地研修（経験）

①郡市区医師会または都道府県医師会長の承認

地域住民を守るため、それぞれの地域を面として支える活動を1つにつき5単位とする（別紙3）。

申請者の自己申告により、実施の有無を郡市区・都道府県医師会長に申請する。

②医師会や大学のシミュレーションラボの施設長の承認

医師会や大学のシミュレーションラボやトレーニングセンター等に参加した際、1施設につき5単位とする。

申請に当たっては、参加証（様式自由）を添付し、郡市区・都道府県医師会長または日本医師会長が承認する。

7. 修了証の発行

座学研修（知識）および実地研修（経験）をそれぞれ（必須）受講し、合計10単位以上取得した者は、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修を修了したものとして、日本医師会長名の修了証（別紙4）を2025年4月より発行する。

8. 他の制度との違い

（1）日本医師会生涯教育制度との違い

日本医師会生涯教育制度は、臨床医のみならず、基礎医学を研究する等臨床を行っていない医師を含めた医師全体を対象としており、主に「座学」が中心である。

一方、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修は、主に地域を面として支える臨床医を対象としたもので、「実地（経験）」が必須であり、それを重視している。

（２）日医かかりつけ医機能研修制度との違い

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修は、ほぼ全ての医療機関（約 11 万 3 千）の臨床医を対象とするものである。

一方、日医かかりつけ医機能研修制度は、地域で中心にかかりつけ医機能の役割を担えるようさらなる研鑽に励む医師である。このため、日医かかりつけ医機能研修制度の修了者は、かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了要件を既に満たしている。

９．運用上の疑義

運用において疑義が生じた場合等は、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会（別紙 1）で検討を行い、対応する。

10．その他

- （１）本実施要綱は、2025 年 2 月 18 日から適用する。
- （２）本実施要綱は、適宜見直しの検討を行う。
- （３）修了証の発行については追って連絡する。

別紙 1 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会

別紙 2 座学研修（知識）における具体例

別紙 3 実地研修（経験）における具体例

別紙 4 かかりつけ医機能報告制度にかかる研修修了証

生涯教育・専門医の仕組み運営委員会

1. 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会（「日本医師会生涯教育制度」実施要綱より）

I. 日本医師会生涯教育制度

1. 運営組織

日本医師会生涯教育制度学習単位取得証および日医生涯教育認定証の交付に係る事項等、本制度の円滑な運営を図るため、また、専門医共通講習の審査・認定を行うため、日本医師会に生涯教育・専門医の仕組み運営委員会を設ける。

2. 委員

委員は日本医師会常勤役員から別途定める。

3. 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会審議内容

(1) 以下について、単位・カリキュラムコードの付与に係る事項

1) 学習単位取得証の交付

2) 日医生涯教育認定証の交付

(2) その他、生涯教育制度運営に係る事項

(3) 専門医共通講習の審査・認定

4. 依頼手続等

(1) 単位・カリキュラムコードの付与に係る事項については、都道府県医師会長から生涯教育・専門医の仕組み運営委員会委員長宛の依頼文書をもって審議する。依頼文書には依頼の理由を必ず付記する。

(2) 医師会が主催する専門医共通講習の審査・認定については、日本専門医機構が定める「共通講習申請の手引き」で本委員会が審査機関として定められている。

5. 生涯教育・専門医の仕組み運営委員会センター

適切な推進のため、生涯教育・専門医の仕組み運営委員会にセンターを設ける。

構成員は別途定める。

6. 開催

- ・適宜

座学研修（知識）における具体例

日本医師会生涯教育制度において、以下のように単位を定めており、それに準じる。

1. 日本医師会雑誌を利用した解答（セルフアセスメント）

日本医師会雑誌を利用した解答は日本医師会会員のみが行うことができる。日本医師会雑誌に掲載された問題に対する解答は、日本医師会が証明・管理する。

日医雑誌1号につき、1単位を取得できる。年2回の日本医師会雑誌特別号を除き、日本医師会雑誌には毎号、問題を掲載する。

解答はインターネットまたははがきにより行う。インターネットまたははがきによる解答はいずれか1回限りとし、1号につき、アセスメントにより60%の正答率を得た者に1単位を付与する。正答率を満たさないものには単位を付与しない。

2. 日医eラーニング（セルフアセスメント）

日医eラーニングは日本医師会会員のみが受講できる。日医eラーニングについては、日本医師会が証明・管理する。

生涯教育 on-line で配信しているコンテンツを受講し、セルフアセスメントにおいて、80%の正答率を得た者は、1コンテンツにつき、1単位を取得できる。

正答率を満たさなかった場合は、再解答が可能である。

3. 講習会・講演会・ワークショップ等

講習会・講演会・ワークショップ等は、主催者が証明し、都道府県医師会・郡市区医師会が管理する。単位は1単位・1時間とする。

4. 医師国家試験問題作成

医師国家試験問題の作成は、都道府県医師会（郡市区医師会）が証明・管理する。

都道府県医師会（郡市区医師会）に提出されたものについて1題1単位とする。

5. 医学生の実習、医師臨床研修および専門研修制度における指導

医学生の実習、医師臨床研修・専門研修制度における指導の単位は、医学

部・医科大学、研修病院（例：学長、医学部長、病院長、診療科長、診療部長）、
郡市区医師会等が証明・管理する。

研修者1人を1日指導することにより1単位とする。

6. 体験学習

体験学習は、共同診療、病理解剖見学、手術見学等の病診・診診連携の中での
学習等、体験をとおして医学・医療を学習するものをいう。

体験学習は、施設長・所属長等が証明・管理する。

1時間1単位で上限は1回5単位までとする。

なお、賃金・報酬を得るものについては体験学習とはしない。

実地研修（経験）における具体例

申請者自身で以下に挙げたものを用意した上で、郡市区医師会または都道府県医師会に申請することが望ましい。

1. 地域の時間外・救急対応

(1) 平日夜間・休日輪番業務

・平日夜間・休日輪番業務に参加したことを証明できるもの。地域広報誌、休日・全夜間診療事業実施医療機関一覧など。

(2) 地域行事の救護班

・お祭りや運動会、花火大会など、地域で行うイベントにおいて救護班とした参加した写真など。

(3) 在宅当番医

・ホームページや地域広報誌等に掲載されている在宅当番医実施状況表など。

(4) 休日夜間急患センター

・休日夜間急患センターに出務したことを証明できるもの。地域広報誌など。

(5) 電話相談業務

・地域における医療電話相談年間予定表など。

2. 行政・医師会等の公益活動

(1) 行政等（国・都道府県・保健所・市区町村・自治会等）の委員

・行政等の委員委嘱状など。

(2) 医師会・専門医会の委員

・医師会・専門医会の委員委嘱状など。

(3) 警察業務への協力

・警察からの依頼状など。

(4) 防災会議への出席

・地域における防災会議に出席したことを証明できるもの。議事録など。

(5) 地域医療に関する会議への出席

・地域医療に関する会議に出席したことを証明できるもの。議事録など。

ど。

- (6) レセプトの審査委員会への出席
 - ・レセプト審査委員会委員名簿など。
- (7) 地域ケア会議への出席
 - ・地域ケア会議委員名簿など。
- (8) 障害者認定審査会への出席
 - ・障害者認定審査会委員名簿など。
- (9) 介護保険認定審査会への出席
 - ・介護保険認定審査会委員名簿など。

3. 地域保健・公衆衛生活動

- (1) 母子保健（産科健診）
 - ・集団予防接種や母親・両親学級など母子保健に関わる活動への依頼状、地域広報誌など。
- (2) 乳幼児保健（1歳6か月児健診・3歳児健診）
 - ・健診依頼状、地域広報誌など。
- (3) 学校保健（学校健診、学校医活動）
 - ・学校医依頼状など。
- (4) 学校健康教育（性教育、がん教育、禁煙・薬物教育等）
 - ・開催案内プログラム、開催案内が掲載されているホームページの内容を印刷したもの、講義中の写真など。
- (5) 産業保健（地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医活動）
 - ・地域産業保健センターへの参画を証明できる依頼状、企業との契約書、契約先企業が労働基準監督署に提出する産業医選任報告書など。
- (6) 事業主健診（特定健診・特定保健指導）
 - ・医療保険者から依頼されたことが分かる書類等の写しなど。
- (7) 高齢者保健（高齢者健診・認知症検診）
 - ・市区町村の発刊している広報誌やチラシなど。
- (8) 予防接種（定期・その他）
 - ・市区町村の発刊している広報誌やチラシなど。
- (9) がん・成人病検診
 - ・市区町村の発刊している広報誌やチラシなど。
- (10) 市民公開講座（健康講座・介護教室）
 - ・講座を担当したことが分かるポスターや依頼状、または、実施の様

子が分かる写真など。

(1 1) 精神保健

・精神保健指定医として緊急措置入院を行った実績など。

(1 2) 健康スポーツ医活動

・認定健康スポーツ医の認定証、スポーツクラブや競技大会等における救護所への派遣依頼状、または、活動の様子が分かる写真など。

4. 多職種連携

(1) 訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画

・訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参加実績など。

(2) 介護保険関連文書の作成（主治医意見書等）

・主治医意見書の作成実績など。

(3) 多職種との会合（ケアカンファレンス等）

・ケアカンファレンス等の開催通知など。

(4) ACP の策定

・アドバンス・ケア・プランニングシート策定実績など。

5. その他

(1) 看護師・准看護師養成所に関する業務

・看護師・准看護師養成所での役員名簿や講演などの様子が分かる写真など。

(2) 医学部等における地域医療等についての講義・講演

・講義・講演内容の記載されたプログラムなど。

(3) 医師会共同利用施設への参画

・医師会共同利用施設での活動が分かる書類など。

(4) 高齢者の運転免許に関する診断書の作成

・高齢者の運転免許に関する診断書の作成実績など。

(5) 成年後見制度における診断書の作成

・成年後見制度における診断書の作成実績など。

(6) 死体検案

・警察からの依頼状など。

(7) 医療 DX（地域医療情報連携ネットワーク等への参画等）

・地域医療情報連携ネットワーク一覧など。

(8) 医療 GX（医療機関等における温室効果ガス削減等の取組等）

・地球温暖化対策自主行動計画策定書などの取組み実績など。

(9) 論文執筆等の学術活動

- ・執筆論文など。

(1 0) 高齢者・障害者施設への対応

- ・配置医師または協力医療機関として高齢者・障害者施設への協力など。

(1 1) 地域における症例研究 (J-DOME 等)

- ・地域における症例研究への参加を証明する書類など。

(別紙 4)

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修

修了証

日 医 花 子 殿

あなたは日本医師会が定める「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を修了したことを証します

令和 ○年 ○月 ○日

日本医師会長 日 医 太 郎



かかりつけ医機能報告制度にかかる研修について

令和7年3月

公益社団法人 日本医師会



「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の設立

趣 旨

2025年4月から「かかりつけ医機能報告制度」が施行されることを見据え、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を新設し、特定機能病院及び歯科医療機関等を除く全ての医療機関が「かかりつけ医機能報告制度」の報告対象となるよう、地域に根差して活動をされている医師の実績も十分考慮し、研修修了者に対して修了証を発行する。

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」は、医療機能情報提供制度における「かかりつけ医機能報告制度」の対象となるべく、日本医師会から厚生労働省に申出を行う。医療機関は修了証の取得者について報告することができる。

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了要件

座学研修(知識)

- ・ 日本医師会生涯教育制度における単位

これまでに取得した
日本医師会生涯教育制度の単位



実地研修(経験)

- ・ 都道府県・郡市区医師会長が認めた経験等※

本人の自己申告に基づき、
郡市区医師会等による承認

※ 施設長等が認めた医師会や大学のシミュレーションラボ等の実地研修も含む

座学研修・実地研修 **それぞれ** 必須で、合計10単位以上



2025年4月以降、日本医師会による修了証を発行

* 非会員にも発行できるよう検討中

日本医師会生涯教育制度取得方法等（座学研修（知識））

制度対象者

医師（医師会員である必要はありません。）

単位

単位は、学習した時間を表し、1時間＝1単位が基本です。

単位の取得方法

1. 日本医師会雑誌を利用した解答
2. 日医e-ラーニングによる解答
3. 講習会・講演会・ワークショップ等
4. 医師国家試験問題作成
5. 臨床実習、臨床研修・専門研修制度における指導
6. 体験学習（共同診療、病理解剖見学、症例検討、手術見学等の病診・診診連携の中での学習）
7. 医学学術論文・医学著書の執筆

※1・2は日本医師会会員のみですが、3～7は日本医師会非会員でも取得できます。



学習単位取得証

実地研修（経験）の単位取得方法（1項目につき5単位）

申請者の自己申告により、当該活動の実施の有無等を記載

申請者は下記の活動を実施していることを認めます。

項目		実施
1. 地域の 時間外・ 救急対応	平日夜間・休日輪番業務	
	地域行事の救護班	
	在宅当番医	
	休日夜間急患センター	
	電話相談業務	
2. 行政・ 医師会等の 公益活動	行政等（国・都道府県・保健所・市区町村・自治会等）の委員	
	医師会・専門医会の委員	
	警察業務への協力	
	防災会議への出席	
	地域医療に関する会議への出席	
	レセプトの審査委員会への出席	
	地域ケア会議への出席	
	障害者認定審査会への出席	
	介護保険認定審査会への出席	
	母子保健（産科健診）	
3. 地域保健・ 公衆衛生 活動	乳幼児保健（1歳6か月児健診・3歳児健診）	
	学校保健（学校健診、学校医活動）	
	学校健康教育（性教育、がん教育、禁煙・薬物教育等）	
	産業保健（地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医活動）	
	健診（特定健診・特定保健指導・VDT健診等）	
	高齢者保健（高齢者健診・認知症検診）	
	予防接種（定期・その他）	
	がん・成人病検診	
	市民公開講座（健康講座・介護教室）	
	精神保健	
	健康スポーツ医活動	

現行の日医かかりつけ医機能研修制度の「実施報告書」を踏襲し、「地域に根差した医師の活動」に拡充したもの

〇年〇月〇日

項目		実施
4. 多職種連携	訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画	
	介護保険関連文書の作成（主治医意見書等）	
	多職種との会合（ケアカンファレンス等）	
	ACPの策定	
5. その他	看護師・准看護師養成所に関する業務	
	医学部等における地域医療等についての講義・講演	
	医師会共同利用施設への参画	
	高齢者の運転免許に関する診断書の作成	
	成年後見人制度における診断書の作成	
	死体検案	
	医療DX（地域医療情報連携ネットワーク等への参画等）	
	医療GX（医療機関等における温室効果ガス削減等の取組等）	
	論文執筆等の学術活動	
	高齢者・障害者施設への対応	
	地域における症例研究（J-DOME等）	

実施数 × 5単位

合計 _____ 単位

申請者が医師会会員の場合、郡市区医師会において申請者の実地研修実施の有無を可能な限り
 ご確認いただき、郡市区医師会長による承認をお願いいたします。

地域に根差した医師の活動

地域に根差して診療している医師は、自院での診療以外に、以下のような活動を連携して行い、地域住民の健康を守るため、それぞれの地域を面として支えています。

そうした活動はかかりつけ医が中心となって担っており、地域医師会はそれに深く関与して運営しています。

日本医師会は、「地域にどっぷりつきり」、日々地域医療を支えている医師に深く感謝するとともに、こうした活動を国民の皆さんに広く知っていただきたいと思います。

1. 地域の時間外・救急対応	平日夜間・休日輪番業務、地域行事の救護班、在宅当番医、平日夜間急患センター、電話相談業務など （災害時には救護所・避難所への巡回診療、感染症拡大時には検査センターへの出務など自らの地域を守る活動）
2. 行政・医師会等の公益活動	行政等（国・都道府県・保健所・市区町村・自治会等）の委員、医師会・専門医会の委員、警察業務への協力、防災会議、地域医療に関する会議、レセプトの審査委員会、地域ケア会議の出席、障害者認定審査会、介護保険認定審査会など
3. 地域保健・公衆衛生活動	母子保健、乳幼児保健（1歳6か月児健診・3歳児健診）、学校保健（学校健診、学校医活動）、学校健康教育（性教育、がん教育、禁煙・薬物教育等）、産業保健（地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医活動）、健診（特定健診・特定保健指導・VDT健診等）、高齢者保健（高齢者健診・認知症検診）、予防接種（定期・その他）、がん・成人病検診、市民公開講座（健康講座・介護教室）、精神保健、健康スポーツ医活動など
4. 多職種連携	訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画、介護保険関連文書の作成（主治医意見書等）、多職種との会合（ケアカンファレンス等）、ACPなど
5. その他	看護師・准看護師養成所、医学部等における地域医療等についての講義・講演、医師会共同利用施設への参画、高齢者の運転免許に関する診断書の作成、成年後見人制度における診断書の作成、死体検案、医療DX（地域医療情報連携ネットワーク等への参画等）、医療GX（医療機関等における温室効果ガス削減等の取組等）、論文執筆等の学術活動、高齢者・障害者施設への対応、地域における症例研究（J-DOME等）など

申請・承認について

- かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了申請・承認作業はMAMISで行います。
- 郡市区医師会・都道府県医師会におかれましては、承認作業についてご協力をお願いいたします。
- MAMISの操作マニュアルは後日お送りします。

MAMIS

医師会会員情報システム
かかりつけ医研修会(講習会)管理システム

氏名：生涯教育課 山田太郎

システムメニュー

閉じる

研修会(講習会)管理

研修会(講習会)承認作業

単位取得状況検索

全国研修会(講習会)検索

修了申請者一覧

修了申請者一覧

修了申請者一覧

検索条件 閉じる

制度種別 必須

☐ 日医かかりつけ医機能研修制度

☒ かかりつけ医機能報告制度にかかる研修

☐ 認定産業医

☐ 認定健康スポーツ医

修了証書・認定証 交付年度・月次 必須

2023 ▼ 年度

申請先医師会

日本医師会 ▼

医籍登録番号

000000

氏名(漢字)

入力ください

氏名(全角カナ)

入力ください

修了申請・承認状況

☒ 一時保存中

☒ 承認待ち

☒ 差戻し

☒ 承認済

検索

クリア

修了証書・認定証 交付年度：YYYY / 申請先都道府県医師会：●●県医師会 / 所属郡市区医師会：指定なし / 医籍登録番号：指定なし / 氏名(漢字)：指定なし / 氏名(全角カナ)：指定なし / 修了申請・承認状況：一時保存中、承認待ち、差戻し、承認済 / 中止表示：指定なし

新規								
変更								
中止								
受講報告CSV入力								
実地研修実績CSV入力								
申請者一覧表出力								
差戻し								
承認								
認定証CSV出力								
修了証/認定証ダウンロード								
☐ 修了証や認定証に旧姓・旧名を使用する (旧名が空欄の場合には旧姓を使用する)								
表示件数 25件 ▼								
☐	修了証書・ 認定証 交付年度	医籍登録番号	氏名(漢字) 氏名(全角カナ)	医師会 入会状況	承認者・承認日・ 承認区分	単位取得状況		情報共有欄
						座学研修 (日医生涯教育制度)	実地研修	
☐	2018年度	000000	医師 一郎 イシ イチロウ	会員	江戸川区医師会 2024/11/13 承認済	5	5	
☐	2018年度	000000	医師 一郎 イシ イチロウ	会員	江戸川区医師会 2024/11/13 承認済	5	5	

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修のフロー

会員

(郡市区等医師会会員含む)

MAMIS ID活用

研修

座学研修

+

実地研修

都道府県・郡市区
医師会長が認めた経験等の単位

書き間違いなど
差し戻し

日本医師会
生涯教育制度で
取得した単位

郡市区医師会等で
承認

座学・実地それぞれ必須で
合計10単位以上

修了証発行

非会員

(郡市区等医師会含め非会員)

MAMIS ID取得

医籍登録番号で医師であることを確認

研修

座学研修

+

実地研修

都道府県・郡市区
医師会長が認めた経験等の単位

または

大学や医師会等のラボ等

書き間違いなど
差し戻し

郡市区
医師会等で
承認

非承認

日本医師会
生涯教育・専門医の
仕組み運営委員会

承認

座学・実地それぞれ必須で
合計10単位以上

修了証発行

総括検討委員会

構成員（6名）：

- ・長谷川 仁志先生
- ・「日本医師会」（今村 英仁先生）
- ・「四病院団体協議会」（織田 正道先生）
- ・「日本プライマリ・ケア連合学会」（大橋 博樹先生）
- ・テーマ別作業班班長（神崎恒一先生、江澤和彦先生）

＜委員会の役割＞

- 研修の全体方針
- テーマ別作業班への作業依頼**
- テーマ別作業班の評価
 - ・研修を受ける様々な医師の立場の観点
 - ・研修を実施する団体の観点
 - ・専門医制度との整合性の観点 等
- 研究班報告書の最終とりまとめ

テーマ別作業班

作業依頼

- （1）研修の項目・内容の整理（座学及び実地）
- （2）作るべきe-ラーニングシステムのコンテンツの整理

第1班（幅広い症状・疾患への対応）

- ① 頻度の高い疾患・症状への対応
- ⑤ 初期救急の実施・協力

- ・【班長】長谷川 仁志先生
- ・前野 哲博先生 他

第2班（高齢者診療）

- ② 高齢者の診療
- ③ 医療DXを活用した医療提供
- ⑦ 介護保険・障害福祉制度の仕組み
- ⑧ 障害者への合理的配慮や障害特性の理解

- ・【班長】神崎 恒一先生 他

第3班（在宅医療・多職種連携）

- ④ 在宅医療の導入
- ⑥ 多職種連携・チームビルディング

- ・【班長】江澤 和彦先生 他

＜作業班員となる学会候補＞

日本プライマリ・ケア連合学会
日本病院総合診療医学会
日本地域医療学会
日本医学教育学会
日本老年医学会
日本在宅医療連合学会 等

厚労科研のポイント

○ かかりつけ医機能報告の報告対象として該当する研修について、座学（知識）と実地（経験）の両面から望ましい内容等を整理した上で、**研修の実施団体からの申出に基づき報告対象として該当する研修を厚生労働省において示す。**

1. 厚生労働省は厚生労働科学研究班が示した整理を追認する。
2. 厚生労働科学研究班の整理は、班長の長谷川仁志 秋田大教授（日医生涯教育委員会委員長）が行う。
3. 長谷川教授には、座学（知識）については「日本医師会生涯教育制度」の受講単位を、実地（経験）については「郡市区医師会長の証明」による「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を、該当する研修とすることを報告書に含めるよう求めており、その方向でまとまる見込み。

参 考

報告を求めるかかりつけ医機能の研修修了者

- 研修の項目・内容等を厚労科研で検討するので、検討時間も考えると、まずは研修修了者の有無を報告することとし、5年後に改めて検討することが妥当。
- 本来は研修修了者を要件とすべきだが、円滑な施行につながるのであれば、研修修了者の有無を報告して、5年後に再検討でもやむを得ない。5年間で研修の質と量の充実に取り組んでいただきたい。

かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会において、
かかりつけ医機能報告の報告事項について、以上のような意見があった。

結果、以下の通り
定められた

かかりつけ医機能に関する研修※¹の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）

- 改正医療法施行後5年を目途として、研修充実の状況等を踏まえ、かかりつけ医機能に関する研修の修了者がいること又は総合診療専門医がいることを報告することについて改めて検討する。

※¹ かかりつけ医機能に関する研修の要件を設定して、該当する研修を示す。

かかりつけ医機能報告の報告対象として該当する研修

- かかりつけ医機能報告の報告対象として該当する研修について、知識（座学）と経験（実地）の両面から望ましい内容等を整理した上で、**研修の実施団体からの申出に基づき報告対象として該当する研修を厚生労働省において示す。**

対象者、研修修了

- 対象者：地域で新たに開業を検討している勤務医や、地域の診療所や中小病院等で診療を行っている医師等を対象者とする
- 研修修了：研修の実施団体において研修者が各研修の修了要件を満たしたことを確認すること（**地域の診療所等で一定期間以上の診療実績がある医師等について診療実績を考慮することができる**）

座学研修(知識)の望ましい内容

- 座学研修(知識)の内容として、「幅広い診療領域への対応に関する内容」と「地域連携・多職種連携等に関する内容」が含まれること
- 「幅広い診療領域への対応に関する内容」と「地域連携・多職種連携等に関する内容」に含まれる具体的な研修項目は、**厚生労働科学研究班において検討する。(研修項目を医師が選択して学ぶことを想定)**

〈例〉

「幅広い診療領域の対応に関する内容」：頻度の高い疾患・症状への対応、高齢者の診療、医療 DX を活用した医療提供(診療情報等の共有・確認、服薬管理等)等

「地域連携・多職種連携等に関する内容」：在宅医療の導入、初期救急の実施・協力、多職種連携・チームビルディング、介護保険・障害福祉制度の仕組み、障害者への合理的配慮や障害特性の理解 等

実地研修(経験)の望ましい内容

- 地域でかかりつけ医機能を確保するためには、在宅医療や幅広い診療領域の患者の診療等の経験も重要であり、実地研修(経験)の内容として、在宅医療や幅広い診療領域の患者の診療等が含まれること(実地研修の場としては、医師会や大学のシミュレーションラボ等も想定される)
- 在宅医療や幅広い診療領域の患者の診療等に関する具体的な研修項目は、厚生労働科学研究班において検討する。(研修項目を医師が選択して学ぶことを想定)